

県職ニュース

2016年1月15日
1604

発行所
名古屋市中区三の丸3-2-1
東大手庁舎4階
愛知県職員組合
www.aichikenshoku.gr.jp
honbu@aichikenshoku.gr.jp
代表 052-951-4036
FAX 0120-930-340
組織部 052-212-8032
政策部 052-212-8033
財政部 052-212-8034

傷病手当金について

回 覧									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

共済・傷病手当金

支給開始時期に「注意せよ」

平成27年10月から共済組合の掛金の算定基礎が、手当率制から標準報酬制へと移行しました。ついては、傷病手当金の支給は発生しませんでした。標準報酬制においては、当該期間中に傷病手当金の支給が開始され、無給休職期間に支給されないというケースが生じる可能性があるため、注意が必要です。標準報酬制となったため、2015年度版組合員ハンドブックE 5頁の記載内容は変更となります。

無給休職時に支給なしも

報酬との調整

平成27年9月までは、病休職（8割給与支給期間）中に、傷病手当金の給付日額が給料日額を上回るケースがなかったため、傷病手当金の支給は発生しませんでした。しかし、10月から標準報酬制となり、上回るケースが生じることになりました。その場合に傷病手当金の一部、具体的には傷病手当金の給付日額と報酬日額との差額が支給されません。

手当金附加金が、最長6か月間支給されます。この支給期間には、傷病手当金の一部が支給された期間も算入されます。

休職3年目に支給されない可能性

病休職（8割給与支給期間）中に傷病手当金の一部（8割給与との差額）が支給された場合には、1年6か月間+6か月間で支給期間が終了します。結果として休職3年目に、給与支給も傷病手当金の支給もないという状況が生じる可能性があります。

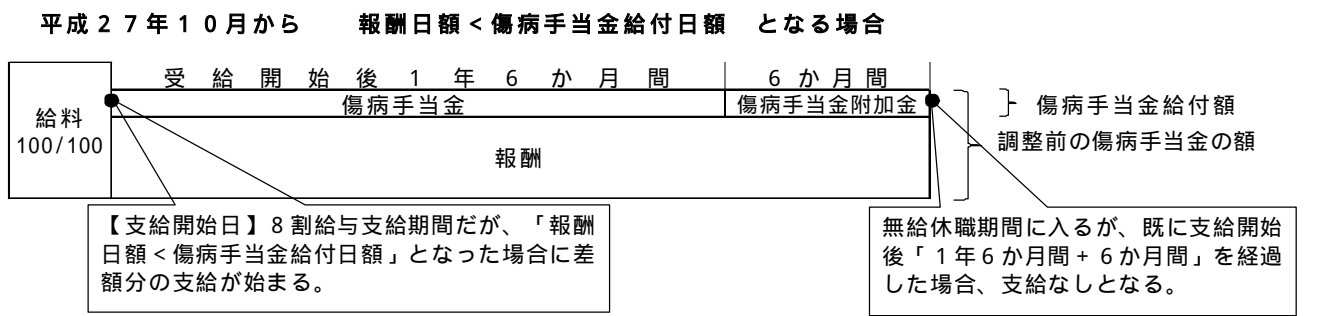
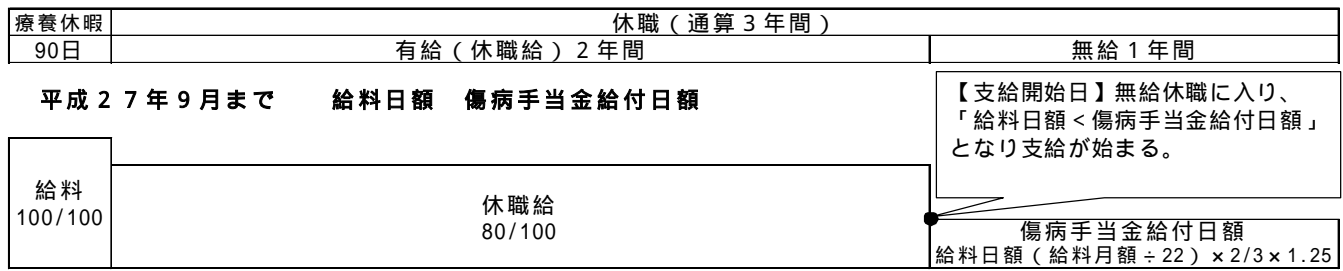
一部支給でも支給期間に算入

傷病手当金の支給期間は支給開始後、最長で1年6か月間です。その後、傷病

傷病手当金の取り扱い

週休日（土曜日・日曜）
（裏面に続く）

<傷病手当金支給のイメージ図>



休職給が、傷病手当金を上回る日は支給されません。一旦支給が開始されると不支給日があっても、支給開始後1年6か月間で支給が終了します。ただし、出勤した日があれば、その日数分支給期間が延長されます。

日)は支給されません。

祝日、12月29日から1月3日までの日は支給されません。

退職期間が通算して3年を経過したときは、傷病手当金附加金は支給されません。
退職後は、傷病手当金附加金は支給されません。

出勤した期間は支給期間に算入されません。したがって、出勤した日数分だけ支給期間が延長されます。傷病手当金の支給開始後に、報酬が傷病手当金の額以上支給される場合は、傷病手当金は支給されませんが、支給期間には算入されません。

就労可能となった、または傷病手当金受給の原因となった傷病等が治癒したとの医師の診断があった場合は、その後の傷病手当金は支給されません。

～ 傷病手当金とは ～

公務によらない病気やケガで勤務を休み、報酬が減額されたり、支給されなくなったりした場合に、所得を保障するために支給されるものです。傷病手当金附加金は、傷病手当金の支給期間終了後、同じ病気やケガで引き続き勤務できないときに支給されます。

支給期間は

傷病手当金は、病気やケガによる療養のため勤務することができなくなった日から起算して4日目から最大で1年6か月(結核性の病気の場合は3年)間支給されます。傷病手当金附加金は、傷病手当金受給期間終了後、同じ病気やケガで勤務することができない場合に6か月間支給されます。

支給額は

傷病手当金給付日額として、一日につき、標準報酬の日額に3分の2を乗じた額です。

傷病手当金の計算式

平成27年9月まで

- ・ 給料日額 = 給料月額 × 1/22
- ・ 傷病手当金給付日額 = 給料日額 × 2/3 × 1.25

平成27年10月から

- ・ 標準報酬の日額 = 標準報酬月額 × 1/22
- ・ 傷病手当金給付日額 = 標準報酬の日額 × 2/3

病気休職の8割給与支給期間中の報酬との調整

平成27年9月まで

給料日額 傷病手当金給付日額
傷病手当金不支給
給料日額 < 傷病手当金給付日額
傷病手当金を差額支給 (これまでは生じなかった)

平成27年10月から

報酬日額 () 傷病手当金給付日額
傷病手当金不支給
報酬日額 () < 傷病手当金給付日額
傷病手当金を差額支給

報酬日額の考え方

報酬日額は の合算額

「日々の勤務に対して支給されるもの(日額で支給されるもので、勤務しない日について減額されるもの)」 × 1 / 「勤務を要する日数」

< 具体的な手当等 > 給料月額、給料の調整額、地域手当

「日々の勤務とは関係なく支給されるもの(月額で支給されるもの)」 × 1 / 22

< 具体的な手当等 > 給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当 等

休職給8割支給期間に、傷病手当金が支給される例

行政職(一)4級38号級の場合(金額水準は平成27年4月1日時点)

- ・ 休職時の条件 給料8割支給、勤務を要する日数23日
- ・ 報酬日額の算定基礎額
給料月額267,280(334,100 × 0.8)円、扶養手当(配偶者と子2人)22,480(28,100 × 0.8)円、地域手当(8.5%)24,629円(30,787 × 0.8)円、時間外手当0円(休職前40,000円)、通勤手当0円(休職前25,000円) 合計314,389円
- ・ 標準報酬月額 470,000円(休職前月例給457,987円)、原則として9月から8月までの1年間は変更なし
- ・ 報酬日額
(給料月額 + 地域手当) × 1/23 = (267,280円 + 24,629円) × 1/23 = 12,691.69円
扶養手当 × 1/22 = 22,480円 × 1/22 = 1,021.81円、報酬日額 = 12,691.69 + 1,021.81 = 13,713円
- ・ 傷病手当金給付日額
標準報酬日額 = 470,000円 × 1/22 = 21,360円、傷病手当金給付日額 = 21,360円 × 2/3 = 14,240円
報酬日額(13,713円) < 傷病手当金給付日額(14,240円) **傷病手当金を差額支給**

内容については平成27年12月22日付の「27地共愛知号外『平成27年10月からの「手当率制」から「標準報酬制」への移行に伴う傷病手当金等の取扱いについて(通知)』」をご参照ください。